## 緊急声明

## 日本政府への、平成24年度税制改正に向けた、 自動車課税・地球温暖化対策税に関するNGOからの要望

現在、政府・各党は平成 24 年度(2012 年度)税制改正に関する議論を行っており、政府税制改正 大綱が 12 月上旬にまとめられる予定である。11 月 28 日、民主党税制調査会(藤井裕久会長)は、 その重点要望をまとめ、政府税制調査会に提出したが、その中で、自動車の車体課税である自動車 取得税及び自動車重量税について、その廃止、抜本的な見直しを強く求めるとした。また、昨年 12 月に政府が閣議決定した政府税制改正大綱において、「平成 23 年 10 月 1 日から実施する」とした地 球温暖化対策のための税は、いまだ導入が実現していない。

これに対し私達は大きな危惧を抱いており、現政権が納税者の信頼・納得を得られる税制を構築するために、本日、共同で要望書を野田首相、政府税制調査会メンバー、その他閣僚に対し送付した。

## く要望事項>

- ●自動車車体課税は、地球温暖化対策、大気汚染対策、公害健康被害対応や国・地方自治体の財政健全化の観点から、その減税・廃止を行わないよう、強く要望する。ただし、自動車車体課税のグリーン化(環境負荷の低い自動車への軽課と環境負荷の高い自動車への重課)の推進は必要である。
- ●地球温暖化対策強化のため、地球温暖化対策税/環境税/炭素税の早期導入が必須である。地球温暖対策税は、制度的工夫をこらすことで、低所得者に配慮しつつ、経済/雇用活性化・エネルギー安全保障強化・資産の海外流出を防ぐ効果を発揮することも期待できる。
- ●CO2 排出削減の価格インセンティブ効果維持・強化のため、自動車燃料への 税率は維持・強化されたい。自動車燃料諸税の環境税化も一案。

## <添付資料>

1. 首相、政府税制調査会メンバー、その他閣僚への要望書「緊急声明 平成24年度税制改正に向けた自動車課税・地球温暖化対策税に関するNGOからの要望」

国際環境NGO FoE Japan、一般社団法人 Office Ecologist 特定非営利活動法人 オックスファム・ジャパン、特定非営利活動法人 環境文明21 特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター(JACSES)

持続可能な地域交通を考える会(SLTc)、財団法人 世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)

交通権学会副会長 上岡直見(個人)

連絡先:特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター(担当:足立治郎)

TEL: 03-3556-7323、FAX: 03-3556-7328、E-mail: adachi@jacses.org